

福井市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所又は老人福祉法における老人福祉施設及び有料老人ホームを運営する者（以下「事業所」という。）が、福井市（以下「市」という。）の介護保険被保険者へのサービス提供中及び市内でサービス提供中に事故等が発生した場合の市への報告の取扱いを定め、事故の速やかな解決と再発防止に資することを目的とする。

（事故の範囲）

第2条 事業所が市へ報告する事故の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) サービス提供中に、利用者が負傷（異食・誤嚥・誤薬等を含む。）又は死亡事故が発生した場合。
 - ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。
 - イ 「負傷」とは、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となったものを対象とする。また、医師の保険診療を要しなくても、利用者又はその家族等から苦情が出ている場合は、すべて報告の対象とする。
 - ウ 「死亡」には、病気死亡を含まない。ただし、死因等に疑義が生じ遺族から苦情がある場合は報告の対象とする。
 - エ 「誤薬」とは、誤った種類や数の薬を与薬した場合又は、与薬対象者を誤った場合（与薬対象者を誤った場合に発生した与薬漏れも含む。）等を対象とする。
- (2) 感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1～5類感染症及び新型インフルエンザ）又は食中毒の発生した場合。
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による死亡者又は重篤な患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
 - イ 同一の有症者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- (3) 職員（従業者）が法令違反・不祥事等（利用者の保有する財産を滅失、業務上横領、個人情報紛失、送迎時の交通事故等）が発生した場合。
- (4) 利用者の離脱（行方不明・徘徊）が発生し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合。
- (5) サービス提供に重大な支障をきたす事故等と管理者が判断した場合。

（事故の報告）

第3条 事業所は、第2条に定める事故が発生したときは、次に掲げる方法により、5日以内を目安に、市に報告するものとする。当該事業所の所在する市町村と、事故対象者が属する介護保険者が異なる場合は、双方に報告するものとする。他市町村に報告する場合は、当該他市町村の定める手順に従うものとする。

- (1) 第1報で報告する事項は、報告書に掲げる項目に準じて、報告できる事項とする。
- (2) 第1報後、最終報の作成に相当の時間を要する場合は、報告できる事項から順次に報告し、処理状況を明らかにすること。
- (3) 報告書の提出は、電子メール、郵送及び窓口提出によるものとする。

(市から福井県への報告)

第4条 市が福井県に報告する事故は、次に掲げる場合とする。

- (1) サービス提供中に利用者が死亡した場合。
- (2) 事故の原因に指定基準違反が疑われる場合。
- (3) 事故の原因に利用者への虐待が疑われる場合。
- (4) その他市が報告を必要と認める場合。

(市から消費者庁への報告)

第5条 市が消費者庁に報告する事故は、次に掲げる場合とする。

- (1) 消費者安全法に規定される通知義務に該当する重大事故等の場合。
- (2) 消費者安全法に規定される通知義務に該当する消費者事故等の場合。
- (3) 事故の原因に人格尊重義務違反または指定基準違反が疑われる場合。
- (4) その他市が報告を必要と認める場合。

(措置)

第6条 市は、事故報告等を取りまとめ、事故防止に資するものとし、必要に応じて、事故発生時の対応に関する調査及び指導を行う。

2 市は、事業所の対応が次に掲げる場合に該当するときは、事業者名、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

- (1) 事業所が事故発生を故意に隠匿している場合。
- (2) 事業所が事故の再発防止に取り組まない場合。
- (3) その他利用者保護のため、市長が必要と認めた場合。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。